

新旧対照表

変更後	変更前
<p>5 目標を達成するために行う事業 (5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 [施設の種類 (事業区域)、事業主体] ・ 公共下水道 (福井市西安居地区) 福井市 更毛町、本堂町、羽坂町、細坂町、安田町、恐神町、 東下野町、西下野町 ・ 浄化槽 (福井市浄化槽地区) 福井市 公共下水道計画、集落排水計画の区域以外の区域</p> <p>[事業期間] 平成 17 年度～21 年度</p> <p>[整備量] ・ 公共下水道 <u>31,500m</u> <u>(うち、交付金対象 22,200m)</u></p> <p>・ 浄化槽 (個人設置型) 7人槽 1,500基</p> <p>[事業費] ・ 総事業費 <u>3,275,900千円</u> <u>(うち、交付金 864,600千円)</u> 公共下水道 <u>1,788,800千円</u> (うち、交付金 <u>644,400千円</u>) (うち、単 独 <u>500,000千円</u>) 浄化槽 1,487,100千円 (うち市上乗せ分 826,500千円) (うち、交付金 220,200千円)</p>	<p>5 目標を達成するために行う事業 (5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 汚水処理施設整備交付金を活用する事業 [施設の種類 (事業区域)、事業主体] ・ 公共下水道 (福井市西安居地区) 福井市 更毛町、本堂町、羽坂町、細坂町、安田町、恐神町、 東下野町、西下野町 ・ 浄化槽 (福井市浄化槽地区) 福井市 公共下水道計画、集落排水計画の区域以外の区域</p> <p>[事業期間] 平成 17 年度～21 年度</p> <p>[整備量] ・ 公共下水道 <u>約 28,000m</u></p> <p>・ 浄化槽 (個人設置型) 7人槽 1,500基</p> <p>[事業費] ・ 総事業費 <u>3,845,100千円</u> 公共下水道 <u>2,358,000千円</u> (うち、交付金 <u>471,600千円</u>) (うち、単 独 <u>1,414,800千円</u>) 浄化槽 1,487,100千円 (うち市上乗せ分 826,500千円) (うち、交付金 220,200千円)</p>